

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成 10 年（1998 年）に急増して以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 18 年（2006 年）10 月の自殺対策基本法施行や平成 19 年（2007 年）6 月の自殺総合対策大綱の策定以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、行政や関係民間団体等による全国的な取り組みにより平成 22 年（2010 年）以降は 10 年連続の減少となり、令和元年（2019 年）には 20,169 人と昭和 53 年（1978 年）統計開始以降最少となりました。

しかし、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、さらに令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに前年を上回り、それ以降、令和 5 年（2023 年）の暫定値を含め横ばいが続いています。

とりわけ、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加し、令和 4 年（2022 年）には 514 人と過去最多となりました。

このような状況を受け、国は、令和 4 年（2022 年）10 月に自殺総合対策大綱を改正するとともに、子どもの自殺者数が増加していることを重く受け止め、令和 5 年（2023 年）6 月、こどもの自殺対策緊急強化プランを策定し、総合的な施策を展開することとしています。

当市では平成 31 年（2019 年）3 月に「ともに生きる網走～網走市自殺対策行動計画～」を策定し、様々な自殺対策に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が計画に基づく事業の実施に少なからず影響を与えました。こうした中、当市における自殺者数は、平成 26 年（2014 年）以降は減少傾向が続いていましたが、令和 5 年（2023 年）暫定値は対前年比で増加に転じており、決して楽観できる状況にはないと考えています。

こうした国及び当市の状況を念頭に「ともに生きる網走～第 2 期網走市自殺対策行動計画～」を策定し、「生きることの包括的な支援」として市全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない網走」の実現をめざしていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に基づき策定する市町村自殺対策計画であり、平成 31 年（2019 年）3 月に策定した「ともに生きる網走～網走市自殺対策行動計画～」の評価・見直しを行い改定したものです。

また、この計画を第 6 期網走市総合計画（平成 30 年/2018 年度から令和 9 年/2027 年度）の個別計画と位置づけ、第 3 期網走市民健康づくりプランや網走市地域福祉計画等の保健や福祉に関する各種計画と連携し、整合性を図って事業の推進をめざします。

3 計画の期間

この計画は令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 か年計画とし、社会の情勢等の変化や地域の状況にあわせ、必要に応じて見直しを行います。